事 務 連 絡 令和 2 年 5 月 1 2 日

市内 日中一時支援事業所 管理者様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う日中一時支援事業所の取扱いについて(通知)

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、新型コロナウイルスへの対応については、令和2年4月10日付け2川健障福第77号「新型コロナウイルスの感染拡大に備えた対応について(依頼)」に基づき取り組んでいただいているところですが、日中一時支援事業の給付費の算定にあたりましては、令和2年4月22日付け障害計画課事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイル

スへの対応について(第3報)(通知)」の一部に準じた取扱いといたします。

つきましては、内容を御確認の上、御対応くださいますようよろしくお願いいたしま す。

【添付資料】

- ・令和2年4月22日付け「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について(第3報) (通知)」における**日中一時支援において準じる部分**
- ・令和2年4月22日付け「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について (第3報) (通知)」(全文)
- ・令和2年4月10日付け2川健障福第77号「新型コロナウイルスの感染拡大に備えた対応について(依頼)」

障害福祉係担当 電話 044-200-2653 令和2年4月22日付け障害計画課事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイル スへの対応について(第3報)(通知)」における、日中一時支援において準じる部分は 以下のとおりです。

○自主休業について(利用者の受入れを自主的に停止する場合)

社会福祉事業にあたる障害福祉サービスは本来、事業を継続することが基本であり、自 主的な休業は想定していませんが、今般の状況を鑑み、新型コロナウイルスの感染拡大防 止の観点から特に必要であると判断して自主的に休業する場合、以下の要件を満たす場合 は報酬の対象とします。

- (1) 原則的に事業所が休業する旨を本市<u>(障害福祉課)</u>へ事前に報告(電話可)してください。なお、緊急やむを得ない場合は、事後で構いませんので速やかに報告してください。
- (2) 居宅等を訪問した場合は、その日時と所要時間、支援の内容を記録してください。
- (3) 上記(2) によらず、電話による相談等については、その日時と通話時間、支援の内容を記録してください。単なる欠席連絡のみの場合は、サービス提供とはみなされません。
- (4) 健康管理や相談支援等、できる限りの支援を行ってください。
- (5) あらかじめ利用者等に対して、通常どおりのサービスとみなされ、利用者負担が発生することについて、丁寧な説明を行い、同意を得てください。
- (6) 該当日の利用者のサービス提供実績記録票に、「訪問(電話等)による支援である こと」及び「支援を行った時間」を記載し、利用者本人から押印又は署名は必ずもら ってください。

なお、上記要件に該当しない場合、欠席時対応加算の要件を満たすのであれば、当該加 算の算定は可能です。

○受給者個人の自主的欠席について

利用者の希望により、事業所への通所を自主的に欠席する場合、上記(2)~(6)の 要件を満たす場合は報酬の算定対象とします。なお、利用者の一部または全部が自主的欠 席をする状況でも算定対象です。 市内 障害福祉サービス事業所・障害者支援施設 管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課担当課長

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について(第3報)(通知)

日頃から、本市障害福祉事業施策に御尽力を賜り、御礼を申し上げます。

新型コロナウイルスへの対応については、令和2年3月11日付け事務連絡により通知等に基づき取り組んでいただいているところですが、厚生労働省より令和2年4月9日付け「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」を受け、次のとおり要点及び本市の見解を変更いたしますので、各事業所においては、内容を御確認の上、御対応及び職員等への周知をお願いいたします。

なお、国から示される方針の変更等により、本通知の内容についても更に変更する可能性がありますこと をあらかじめ御了承ください。

○自主休業について(利用者の受入れを自主的に停止する場合)

社会福祉事業にあたる障害福祉サービスは本来、事業を継続することが基本であり、自主的な休業は想定していませんが、今般の状況を鑑み、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から特に必要であると判断して自主的に休業する場合、以下の要件を満たす場合は報酬の対象とします。

- (1) 原則的に事業所が休業する旨を本市へ事前に報告(電話可)してください。なお、緊急やむを得ない場合は、事後で構いませんので速やかに報告してください。
- (2) 居宅等を訪問した場合は、その日時と所要時間、支援の内容を記録してください。
- (3) 上記(2) によらず、電話による相談等については、その日時と通話時間、支援の内容を記録してください。単なる欠席連絡のみの場合は、サービス提供とはみなされません。
- (4) 健康管理や相談支援等、できる限りの支援を行ってください。
- (5) あらかじめ利用者等に対して、通常どおりのサービスとみなされ、利用者負担が発生することについて、丁寧な説明を行い、同意を得てください。
- (6) 該当日の利用者のサービス提供実績記録票に、「訪問(電話等)による支援であること」及び「支援を行った時間」を記載し、利用者本人から押印又は署名は必ずもらってください。

なお、上記要件に該当しない場合、欠席時対応加算の要件を満たすのであれば、当該加算の算定は可能です。

また、グループホーム入居者については、下記「○グループホーム及び障害者支援施設の利用者が、感染防止のため自主的に欠席する場合等について」、「○グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所を感染防止のため欠席等した場合について」のとおりの取扱いとするため併せて御確認ください。

○受給者個人の自主的欠席について

利用者の希望により、事業所への通所を自主的に欠席する場合、上記(2)~(6)の要件を満たす場合は報酬の算定対象とします。なお、利用者の一部または全部が自主的欠席をする状況でも算定対象です。

○グループホーム及び障害者支援施設の利用者が、感染防止のため自主的に欠席する場合等について※1

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要性、重要性に鑑み、グループホーム及び障害者支援施設の利用者が、感染防止の観点から自宅に戻って生活する場合において、グループホームや障害者支援施設の職員が自宅への訪問や電話等によりできる限りの支援を実施した場合には、通常提供している限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合※2には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とします。

(※1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用者の家族の希望等により自宅において生活する場合のほか、事業者が自宅で受け入れが可能な利用者に自宅での生活をお願いする場合も対象とします。)

(※2 要件は上記「〇自主休業について(利用者の受入れを自主的に停止する場合)」における(2) \sim (6) の要件を満たす場合とします。)

なお、通常の支援と異なるため、<u>あらかじめ利用者や家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得るようにしてください。</u>また、家族の支援等により自宅での受入れが可能であることを確認してください。 必要があることに留意すること。

○グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所を感染防止のため欠席等した場合について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用者や家族の希望又は通所先事業所の感染防止対策等により日中を通所せずにグループホームで過ごす場合、以下の取扱いが可能となります。

グループホームの職員が、入居者に対して昼間に必要な支援を行った場合は、心身の状況等により日中活動サービスを利用できない場合と同様に当該サービスを利用できない期間が月に3日以上ある場合は、グループホームの「日中支援加算Ⅱ」の算定対象とすることが可能です。

ただし、通所先事業所がグループホーム等への訪問、電話等により支援を行う場合で利用者の同意を 得ている場合、いずれか1か所の事業所しか報酬の算定ができないため、あらかじめグループホームと 通所先事業所との間で、利用者への日中の支援の対応や役割等について情報共有し、調整してくださ い。また、グループホームと通所先の障害福祉サービス事業所の両方による昼間の支援がなされる場合 は、いずれか1か所の事業所に支払われた報酬について、事業所間の協議により按分等の方法で分配す ることは可能です。

○居宅系サービスの提供時間について

新型コロナウイルスの感染が疑われる利用者へ訪問系サービスを提供する際、利用者や家族、ヘルパーの感染リスクを下げるために、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供が短時間となった場合、最小単位の提供時間数に達していなくても以下の要件を満たす場合は報酬の対象とします。

なお、最小単位の提供時間数に達していない場合とは、居宅介護、同行援護及び行動援護については、サービス提供が20分未満となった場合、重度訪問介護については1日の利用が3時間未満の場合、又はサービス提供が40分未満となった場合、のことを指します。

- (1) あらかじめ利用者等に対して、最低単位のサービス提供とみなされ、給付費及び利用者負担が発生することについて、丁寧な説明を行い、同意を得てください。
- (2) 個別支援計画等に定められた内容のうち、障害者等の地域生活を支援するために必要となる最低限のサービス提供を行ってください。
- (3) サービス提供実績記録票(電子及び紙の両方)の備考欄に、新型コロナウイルス対応のために短時間提供になった旨を記載してください。

○人員基準について

通所系サービスの利用が出来なくなった発熱等の症状のある利用者に対するサービス提供の増加や、職員の発熱等により、人員基準上の必要な資格を持った人員が確保出来ない場合等、やむを得ず指定等基準を満たすことが出来なくなった時でも、それが一時的なものであり、かつ利用者の処遇に配慮したものであれば、居宅系サービス事業所の従業者資格がない者で、他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事したことがある者であり、利用者へのサービス提供に支障がないと事前相談により本市が認める者であれば、当該支援に従事することとして構いません。

なお、基本的には、相談支援事業所等が調整のうえ、有資格者を派遣することができる事業所からサービス提供することができるかどうかを確認し、困難な場合に限り、上記対応を認めますことに御留意ください。

問合わせ先

- ○事業者指導担当電話 044-200-0082
- ○事業者指定担当電話 0 4 4 2 0 0 3 2 0 7
- ○給付係

電話 044-200-2675

2川健障福第77号 令和2年4月10日

日中一時支援事業所 移動支援事業所 生活サポート事業所 各 管理者 様

健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

新型コロナウイルスの感染拡大に備えた対応について(依頼)

日頃より、障害者福祉の推進に御理解、御協力いただきありがとうございます。 新型コロナウイルスの全国的かつ急速なまん延により、本市としては、保健医療福祉が重要な社会インフラであることに鑑み、可能な限り市民サービスの提供を維持していくことを基本とし、必要な業務を継続する方針としておりますので、市内の施設・事業所におかれましても、感染予防に十分に留意していただいた上で、サービスの提供を継続していただきますようお願いいたします。

これに当たり、障害福祉サービスに関する対応方針(別紙1)と、職員体制の 確保が困難となる場合に備えた事前対策(別紙2)についてとりまとめましたの で、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

【添付資料】

・令和2年4月9日付け2川健障計第117号 健康福祉局障害保健福祉部 長(通知)

別紙1 新型コロナウイルス感染拡大時における対応方針

別紙2 職員体制の確保が困難となる場合に備えた事前対策

障害福祉係担当 電話 044-200-2653

2川健障計第117号 令和2年 4月 9日

障害者施設・障害福祉サービス事業所の管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部長

新型コロナウイルスの感染拡大に備えた対応について (依頼)

新型コロナウイルスの全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、4月7日に、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されました。本市としては、保健医療福祉が重要な社会インフラであることに鑑み、可能な限り市民サービスの提供を維持していくことを基本とし、必要な業務を継続する方針としておりますので、市内の施設・事業所におかれましても、感染予防に十分に留意していただいた上で、サービスの提供を継続していただきますようお願いいたします。

これに当たり、障害福祉サービスに関する対応方針(別紙1)と、職員体制の確保が困難となる場合に備えた事前対策(別紙2)についてとりまとめましたので、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

現在、緊急事態宣言下における本市行政運営方針の発出準備中のところでございまして、本依頼は行政 運営方針に沿った内容で調整しており、行政運営方針が正式に出ましたら再度改めて依頼させていただ きます。

(障害計画課事業者指導担当)

電話 044-200-0082

FAX 044-200-3932

新型コロナウイルス感染拡大時における対応方針

(1) 市としての方針

障害福祉サービスは、利用者や家族にとって重要な社会インフラとなっていることから、<u>緊急事態</u> 宣言が出された後も、利用者や家族の生命・生活を維持することを前提として、十分な感染拡大防止 策を講じながら、サービスの提供を継続していただくようお願いします。

また、<u>感染拡大時にも必要最低限のサービスを継続するため、入所系サービス(緊急時の短期入所を含む)、訪問系サービス、通所系サービス、短期入所の順でサービス提供体制を維持することとし、</u>この順位に従って、各法人内での応援体制の構築を検討してください。

(2) 利用者が感染者・濃厚接触者等となった場合の対応

- ①利用者が感染者となった場合
 - ・保健所の指示により、医療機関に入院(軽症者の場合は、宿泊施設等で療養となる場合あり)

②利用者が濃厚接触者等となった場合

- ・保健所による指導を踏まえながら、現在の居所において、感染拡大防止策と健康管理の徹底
- ・利用者の要介護状態・障害特性や、施設・事業所の施設設備の状況、機器や備品の確保状況などによって、必ずしも全ての対応を実施することができない場合もあることから、感染拡大防止策については、各施設・事業所において可能な範囲で実施
- ・その上で、利用者・職員双方の健康管理を徹底するため、定期的に検温や体調観察を着実に実施するとともに、保健所に状況を報告(発症の兆候がある場合は、保健所に速やかに相談し、指示に従ってください。)

③利用者(濃厚接触者等以外の者を含む)が高齢者である場合や基礎疾患を有している場合

- ・発症した場合は重症化するリスクが高いことから、保健所に相談しながら、感染拡大防止策を 重点的に実施
- ・自施設・事業所だけで適切な感染拡大防止策を実施することが困難と思われる場合には、相談 支援専門員、区役所等に相談(緊急的な短期入所の利用等を調整)

(3) 職員の感染拡大防止と濃厚接触者等となった場合の対応

- ・職員による感染拡大を防止するため、石鹸・流水による手洗いや手指消毒の徹底、マスクや手袋・エプロン等の着用、出勤前の体温測定、風邪症状等がある場合の出勤停止等を徹底
- ・職員が濃厚接触者等となったことをもって、必ず出勤停止にしなければならないわけではありませんが、法人内で職員体制を調整する等により、サービス提供の継続と最大限の感染拡大防止策を講じることをお願いします。

(4) サービス別の対応

①利用者の感染が疑われる場合

入所系サービス: 可能な範囲で、個室対応等による施設内での隔離、感染が疑われる者と非感染

者の使用スペースの区分、居室・共有スペースの換気徹底等を実施

訪問系サービス:感染防止策を徹底した上で、必要なサービスを提供

通所系サービス: 感染が疑われる利用者の利用を中止

短期入所:感染が疑われる利用者の利用を中止(緊急的なニーズについては配慮)

②職員体制の確保が困難となった場合

入所系サービス: 法人内での応援体制によってサービス提供を維持

(通所系サービスや相談支援事業所の動員も含めて調整)

訪問系サービス:できる限りサービス提供を継続

(提供時間や回数を調整するなどにより、必要最低限のサービス提供を維持

できるよう調整)

通所系サービス:できる限りサービス提供を継続

(提供時間や回数の調整、訪問支援への切り替えなどにより必要最低限のサ

ービス提供を維持するとともに、入所系サービスに職員を動員する場合は、

休業も含めて調整)

短期入所:できる限りサービス提供を継続

(緊急的なニーズについては配慮)

なお、感染拡大防止や職員・利用者が感染等した場合の対応については、令和2年4月7日付け厚 生労働省健康局結核感染症課等事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点 について(その2)」、「利用者の状況に応じた対応について(入所施設・居住系)、(通所系・短 期入所)、(訪問系)」にまとめられていますので、参照してください。

(5) サービスの提供内容や方法を変更する場合の対応

- 1. 相談支援専門員と調整
- 2. 利用者や家族等に対して説明
- 3. 休業する場合には、各事業の事業者指導担当窓口に連絡

※感染拡大防止を図るためのサービス提供内容や方法の変更について

感染拡大防止として、利用者の密集・密着を回避するための策を検討するにあたり、1回当たりの利用者数や1人当たりの利用時間数・利用日数を縮小するなどの工夫をお願いします。

ただし、こうした取組を行う場合は、利用者や家族に対して丁寧な説明を行い、同意を得た上で実施する必要があります。

職員体制の確保が困難となる場合に備えた事前対策

(1)入所系サービス

職員体制が確保できない場合を想定して、法人内での通所系サービスや相談支援事業所の職員による応援体制を、あらかじめ検討しておいてください。

(2) 訪問系サービス

職員体制が確保できない場合を想定して、利用者ごとに必要最低限で必要なサービス内容・ 回数・時間等について、あらかじめ検討しておいてください。

(3) 通所系サービス

サービス提供体制の縮小や休業を想定して、①居宅において支援が必要と認められる利用者のリストアップ、②事業所職員による訪問支援体制の調整、③訪問系サービスによるフォロー体制の調整を、あらかじめ行っておいてください。